

甲府市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る事務取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第10条ただし書及び第11条第2号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、甲府市内における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録に係る事務に關し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

- 第2 法第9条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、規則第6条に規定する申請書（規則別記様式第一号）に第3に規定する書類を添付し、市長へ1部提出するものとする。
- 2 登録申請者は、「セーフティネット住宅情報提供システム」（以下「システム」という。）により、申請書を作成し、電子データで提出するものとする。ただし、システムにより電子データで提出することができない場合は、持参又は郵送により提出するものとする。
- 3 登録申請者が、前項の申請書に宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号を記載した場合は、当該登録申請者が法人のときは申請書別添1の記載を、未成年であってその法定代理人が法人のときは別添2の記載を省略することができる。

(登録申請書の添付書類)

第3 申請書には、規則第9条に規定する書類及び次の各号に掲げる書類を、システムにより電子データで添付しなければならない。ただし、システムにより電子データで添付することができない場合は、持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 共同居住型賃貸住宅の場合は、共同居住型賃貸住宅の延べ床面積を示す求積図及び求積表
- (2) 申請書に竣工年月が記載されている場合であって、3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき、4ないし9階建てで昭和58年5月以前に竣工した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき、10ないし20階建てで昭和60年5月以前に竣工した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき若しくは21階建て以上の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であるとき又は申請書に着工年月のみが記載されている場合は、次のいずれかの書類
- ア 昭和56年6月以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等の書類
- イ 新耐震基準等を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類
- (3) 告示第2条第5号又は第3条第5号の「これと同等以上の機能が確保されている」共同

居住型賃貸住宅又はひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の場合にあっては、同等以上の機能が確保されている理由書

(4) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項ただし書の規定により、規則第9条第2号から第4号まで及び第6号に規定する書類を、持参又は郵送により提出するときは、誓約書（第1号様式）により提出するものとする。
- 3 登録申請者が、前条第2項の申請書に宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号を記載した場合は、当該登録申請者が法人のとき及び未成年であってその法定代理人が法人のときは誓約書別添の「当該法人の役員」欄の記載を省略することができる。

(登録の実施)

- 第4 市長は、法第8条の登録を、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録簿（第2号様式）に記載することにより行うものとする。
- 2 市長は、法第8条の登録を行ったときは、法第10条第3項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（第3号様式）により当該登録を受けた者に通知するものとする。
 - 3 市長は、法第10条第4項の規定により登録を行わないときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（第4号様式）により登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

- 第5 市長は、法第11条第1項の規定により登録を拒否したときは、法第11条第2項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（第5号様式）により当該登録の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第6 登録申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書（第6号様式）によりその旨を市長へ届け出るものとする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

- 第7 登録事業者又はその法第11条第1項第6号に規定する法定代理人若しくは同項第7号に規定する役員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは規則第17条の規定に係る届出書（規則別記様式第二号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出書は、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記録した医師の診断書を添付して提出するものとする。

(登録事項等の変更)

- 第8 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、法第9条第1項に規定する登録事項及び同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、法第12条第1項の規定により、規則第18条に規定する登録事項等変更届出書（規則別記様式第三号）を市長に提出して行うものとする。その場合、法第12条第2項に規定する書類等の他、第3各号に掲げる書類のうちその記載事項が変更されたものを添付することとする。

2 前項の届出書は、システムにより作成し、電子データで提出するものとする。ただし、システムにより電子データで提出することができない場合は、持参又は郵送により提出するものとする。

(登録簿の閲覧)

第9 法第13条の規定による登録簿の閲覧は、甲府市まちづくり部まちづくり総室住宅課において行うものとする。

2 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

3 閲覧場所の休日は、甲府市の休日を定める条例（平成元年条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(廃止の届出)

第10 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（第7号様式）により市長に提出して行うものとする。

(報告)

第11 市長は、法第22条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求める通知書（第8号様式）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じて報告するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（第9号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(指示)

第12 市長は、法第23条の規定により指示を行うときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等指示書（第10号様式）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ登録事項を訂正するときは、第8の規定により登録事項等変更届出書（規則別記様式第三号）等を市長に提出して行うものとする。

3 登録事業者は、第1項の求めに応じ是正またはその他の措置を講ずるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等計画書（第11号様式）に具体的な是正等の内容を記載して、市長に提出しなければならない。

4 登録事業者は、前項の規定による是正等が完了したときは、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第13 市長は、法第24条第1項又は第2項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（第13号様式）により、登録事業者に通知するものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。